

名瀬労働基準監督署からのお知らせ

全国安全週間について

令和6年7月1日から7月7日まで
(準備期間 6月1日から6月30日まで)

全国安全週間は、昭和3年から毎年実施され、今年で97回目となります。

同週間は、労働災害を防止するために、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的として途切れることなく実施されております。

日ごろから、様々な職場の安全対策の取り組みが行われていることと思いますが、安全文化を醸成するため、全国安全週間及び準備期間を利用して、次の事項から一つでも取り組みをお願いいたします。

- 1 経営トップが安全への所信表明を行って、関係者の意思の統一を図り、安全意識を高揚させる
- 2 安全パトロールによる職場の総点検を実施する
- 3 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等を行う、自社の安全活動等を社会に発信する
- 4 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけを行う
- 5 緊急時の措置に係る必要な訓練を実施する
- 6 「安全の日」を定める、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事を実施する

その他の取組事項は、厚生労働省ホームページ等でご確認をお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

鹿児島労働局管内において、令和6年に入って4月末までに7件の死亡災害が発生しており、この中には、名瀬労基署管内で発生した1月1件、2月2件の死亡災害も含まれています。

多発する死亡災害の流れを断ち切り、死亡災害の撲滅を目指すことを目的に鹿児島労働局長から関係労働災害防止団体等に緊急要請が行われております。

労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

- 1 職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全衛生推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させること
- 3 安全衛生教育を計画的に実施するなど、労働者の危険及び安全確保に対する意識の向上を図ること

労基署 だより

第184号

R6.6.5

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

「労災かくしは犯罪です。」
職場で労働者が労働災害により休業した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」の提出が必要ですが、また、労働災害に健康保険は使えません。もし、休業を伴う労働災害が発生した場合、労災隠しと疑われることのないよう、速やかな報告等をお願いいたします。

鹿児島労働局HP

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **897** 円

(R5.10.6~)

パートタイマーさんにも退職金を！
中退共の退職金制度は、短時間労働者の方のための特例掛金月額も用意されています。国による掛金助成や税法上の優遇も受けられます。
【お問い合わせ先】
鹿児島労働局 労働安全衛生課
中小企業退職金共済事業本部
〒903-6907 1234